

貸借対照表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,545,438	流動負債	2,074,279
現金及び預金	142,748	支払手形	864,342
受取手形	377,682	買掛金	972,320
電子記録債権	280,846	未払金	24,134
売掛金	3,036,623	未払費用	77,694
商品	507,232	未払消費税等	52,000
前渡金	48,254	前受金	295
未収入金	14,244	預り金	7,460
未収還付法人税等	58,184	賞与引当金	57,183
短期貸付金	990,721	役員賞与引当金	15,309
繰延税金資産	85,875	その他流動負債	3,537
その他流動資産	3,963	固定負債	331,952
貸倒引当金	△939	リース債務	5,898
固定資産	275,245	退職給付引当金	274,853
有形固定資産	19,792	役員退職慰労引当金	51,200
建物	2,816	負債合計	2,406,231
機械及び装置	0	純 資 産 の 部	
車両運搬具	1,064	株主資本	3,372,623
工具器具備品	7,302	資本金	400,000
土地	1,015	資本剰余金	12,790,308
リース資産	7,593	その他資本剰余金	12,790,308
無形固定資産	189	利益剰余金	△9,817,684
ソフトウェア	189	利益準備金	250,000
投資その他の資産	255,263	その他利益剰余金	△10,067,684
投資有価証券	109,273	繰越利益剰余金	△10,067,684
会員権	48,190	評価・換算差額等	41,828
保証金・敷金	3,541	その他有価証券評価差額金	41,828
長期前払費用	22,440	純資産合計	3,414,452
前払年金費用	8,810		
繰延税金資産	63,007		
資産合計	5,820,683	負債・純資産合計	5,820,683

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 25 日

株式会社トッパン・コスモ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

福田秀敏 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大嶋幸児 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トッパン・コスモの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上